

〈討論〉

討論は、二人のコメントイターによるコメントから始まり、それ以後一般の討論へと移っていった。しかし、議論は株や宮座など、近畿の家や村落の特徴を考へるときに避けて通れない問題をはじめ、家研究の方法論や果ては祭祀における双分制にまでおよび、いい意味で多面的な、シニカルにいえばややまとまりに欠ける議論であったように思う。別の言い方をすれば、報告内容と関わりながらも、討論はかなりの程度独立的に展開したという感が強い。したがって、以下のところでは時系列ではなく、内容ごとに討論をまとめることにする。ただ、まとまりがないとはいえ、司会であった鳥越会員が

討論の冒頭で述べたように、「近畿の家についてみるかぎり、家の変容と言ってしまうと見えるものが見えなくなってしまうのではないか。近畿の家には研究者に安易に変容と言わせないような何かがある」というような感想は、各討論者におおよそ通底していたように思われる。

まず、ひとつめの問題は、近畿の家の位置づけについてであった。コメントイターのひとりであった藤井会員の質問をまとめると次の通りである。

一 東北に代表されるような同族と近畿にみられる同族とは違うのかどうか、違うのであればどこが違うのか。

二 違うとするならば、なぜ違うのか。報告では、それを家の信用という文化的な違いに求められていたようだが、私の関心でいえば、村落の形成のされ方とか村落の編成のされ方というような社会的な側面からみていく必要があるのではないか。

三 近畿の中での家や同族の地域的な差異についてはどうか。

四 家の存続は近畿だけなのか。

このうちの第三の疑問については、近畿型は宮座や存在などによつてさらに三つのタイプにわけて考える必要があるという意見が出された。しかし、これらの問いに対する答えは、むしろ藤井会員自身によつて用意されていた。すなわち、「東北の場合には家や同族の延長線上に村落が見えてくる。ところが、近畿の場合には村落がまずあつて、それに規定されたかたちで家や同族があるのでないか。村落という地縁的な「共同体」の中で権利として、株があるのではないか。」と述べた。言いかえれば、村落が「株という権利を認める主体」（鳥越会員）としてはつきりしているかどうかによつ

て、近畿の村落と関東・東北の村落との違いを性格づけることができるのではないかという意見である。こうしてみると、近畿の家の位置づけを出発点とするとしても、それを考えるには、どうしても村落をその射程に含めなければならぬようである。そのとき宮座や株は、家と村落とを結びつける重要な手がかりであるといえよう。当然ながら、議論は宮座や株についても展開することになる。

そこで、もうひとりのコメントイターである古川会員の意見をみてみよう。古川会員のコメントは、報告に対する意見というよりも、第二の報告という感が強かった。そこで述べられたことは、近畿村落における家と村落との関係を宮座を手がかりとして考察することであった。その内容は次の通りである。

「共通課題である「編成の論理」ということにかかわらせるならば、家から村落へというような視角が必要であろう。近畿の村落をそうした視角で考えた場合、大きな特徴は家―宮座―村落という構成が広く見受けられることである。そこで、宮座と家について考えるところを述べると、まず、宮座は元来本家筋の家によって構成されていたと思われる。そして、そうした本家筋の家とそれ以外の家によって村落が構成される。つまり、図式的にいうならば、本家筋を上底とし、その他の家を下底とするような台形型のピラミッドとして近畿村落を捉えることができる。本家筋どうしの間はフラットな関係であり、またそれ以外の家どうしの間もフラットな関係であることから、村落内に二重の平等性があつたといつてもよい。もつとも、今では村落のすべての家が宮座に入れる、いわゆる村座のかたちへと変化している。しかしそうすると、遡って考えてみた場合、村落の中が二つの層に分かれていながら、なおかつひとつの

村落としての集団性を持つのはなぜか、という疑問が起ってくる。そしておそらく、この部分に家の問題が関わってくるであろう。」

以上が古川会員の論旨である。このうち近畿の村落が二重の平等性を持つということについては、中野卓会員から、上下二つの層のそれぞれの中で家々は完全なフラットではなく、デコボコしているのではないか、という意見が出された。しかし、近畿村落における二重の平等性はおおむね賛意をもって発言者たちに迎えられたといつてよい。

宮座が一定程度わかつたとすれば、次に問題となるのは株および株講についてである。まず、株講についての議論であるが、松本会員はその歴史についてふれ、近世の中期ごろに近畿村落の構造に大きな変動があり、その頃同じ株のものが集まることによつて比較的対等な株講が構成されたと述べた。さらに、古川会員から、株講と村落支配との関連を問われたのに対し、株講が並立的に存在することをあげ、宮座のように村落支配の体制となることは少ないと述べた。それを受けて、中野卓会員は対馬の百姓株、名子株の例をあげた。そこでは、村落の政治組織が百姓株の人たちによつて構成され、その株は売り買いされるといふ事例が述べられた。また、嘉田会員は琵琶湖に注ぐ安曇川下流の村落の例をあげ、村落の中の一部の集団が、漁業権としての株を持つており、同時に祭祀集団でもあつたといふ事例を述べた。こうした事例をあげての質問に対して、松本会員は丹波の一村落を念頭におきつつ、権利であり義務でもある株が、株講のみられる社会においてどのように存在しているかについて述べた。しかし、討論の範囲内では、権利―業務としての株と、株講というときの株との関係が必ずしも明確であつたとはいえない。

松本会員は、権利―義務としての株の存在を宮座を例にとつて説明されたが、それは肥後和夫氏などが宮座を株座と村座に分類したときに使つたような意味での株についてであつて、同族組織としての株講との関係ではなかつた。

さて、ここまでの議論は近畿の家の特徴を村落との関係で捉えようとするものであつたが、もうひとつの主要な流れは報告の中の「家の信用」を出発点にした、家の概念規定に関する議論、あるいは家そのものの中から近畿の家の特徴を捉えようとする議論であつた。

まず、古川会員はコメントの後半部で、具体的な事例をあげながら、次のように述べた。

「滋賀県西北部の知内という村落を例にして考えてみたい。かつて知内では、宮座の成員が村落を支配していた。ところが大正期になると、村落―宮座の権利として持つていた財産が行政村へと次第に移されていく。これとほとんど平行ルに宮座の支配が緩んでいく。つまり、宮座が政治集団から、祭祀集団へと変わつていき、宮座が次第に村座へと開放されていく。しかし、その時に本家筋の家に財産は手放すけれども、家の信用ということに関わるような諸権利は手放さない。たとえば、むら費を平均以上納めていないと、祭祀を司る年行事になれないという構造が今でもみられる。こうしたことは報告者のいう「家の信用」ということと関わつてくると思うが、「信用」のみになつた家も家と呼んでよいのかどうか。」

これに対して、中野卓会員から、
「私も、暖簾ということを説明するために「家の信用」という言葉を使つてきたが、それは経済的なもの以外のものも含むと同時に経済的なものである。農村の家は所有農地とその経営にからめて考え

られてきたが、都内の商家の場合に重要なのは、その店の暖簾を信用しているお得意さんの層のようなものである。だから、信用があるから家が支えられるのであつて、信用以外に家（商家）を支えるものはないのではないか。」という主旨の発言があつた。

また、家と経済的基盤との関係については、農村を対象に嘉田会員から次のような意見も出された。

「農家が兼業化すると、家が崩れて農村も崩れるという考えがあつたが、実際にはそうはならなかつたともいえる。これについてはかつて滋賀県内で調べたことがあるのだが、純粹專業農家と兼業農家とを比べてみると、兼業農家の方がむしろ家的な生活をしていてという一応の結果が出た。このことは逆に考えると、兼業農家は家的生活を維持したいがために兼業化したと考えられなくもない。つまり、兼業がなくなつたときの農家は何をもちて家たりうるのかという疑問が出てくる。」

これらの問題は、嘉田会員の別の箇所での言葉を借りれば、「経営体を離れた家というのがあるかどうか」という疑問に集約されよう。ただ、これに関して中野卓会員は、「家が経営体であるということと、家が家業を持つということとは別であつて、たとえサラリーマンであつても持ち帰つた給料をもとに自分の家の経営をおこなう。家は生活運営体のようなものだ。」と述べた。このように考えると、たしかに兼業化もしくは非農家となつてしまつた（元）農家を、家業としての農業を営まないからといって例外視する必要はなくなる。しかし、だからといって家が何なのかという答えにはならない。討論では、それに迫るための方法論についても論じられた。
家の捉え方の転換を促したのは、嘉田会員であつた。

「家と村落との関係だけでなく、家の内部構造を考えなければならぬのではないか。個と個の結びつき方の違いから東日本の家や西日本の家の特徴を捉えるという視点も有効なのではないか。」こう提起した後で、相続の問題等、自らの経験もまじえながら具体例が述べられた。

こうした視角は、つまり個人と家との関係の中から家を考えるという視角である。そしてその中から規範としての家を見つけ出していくという作業である。個人からの視角という意味では、関東地区の研究会で個人のライフコースの積み重ねによって家の内実を理解しようという試みがなされたことが、工藤会員によって報告された。しかし同時に、それは事実認識にとどまっており、家そのものの問題に関わるものではなかったことも指摘された。

一方、家研究の意義にまで行き着くような議論も展開された。藤井会員から、「家の変容・解体をどのように捉えればよいのか」という問いが出されたのに対して、「家はいつたい解体していつてるのだろうか」という鳥越会員の応酬があったのだが、こうなるともう、家の変容の捉え方ではなく、家研究を通じて何が言いたいのかという問題である。「家の持つ諸機能の変化を明らかにすることによって、家の変容を分析的に捉える必要がある」と言うのは藤井会員であった。「しかし、なぜわれわれ近畿の研究者は家の変わらない側面の研究に力を注いできたのだろう」と言ったのは鳥越会員である。両者の違いを表現すれば、家のある時代に固有の、いわば歴史的構体であると位置づけるか、それとも家を文化的連続体であると位置づけるかの違いにあるとも言えようか。家のある時代に固有のものともみるがゆえに、「解体」が問題とされるのであり、他方、文化的

連続体であるともみるからこそ、変わらない側面にその本質を求めるのである。前者では社会の変化が、後者では社会の連続が焦点となる。ただし、「従来の近畿の家研究の特色は、研究者の側の傾向によるものではなく、近畿という地域の性格によるものだ」とする嘉田会員の意見もあつたように、少なくとも近畿の家の特徴をつかむには、後者の文化的連続体とみる方がより威力を発揮するように思う。これは筆者の感想である。

以上が主要な議論であつたが、そのほかにもいくつかの論点をめぐって、議論がかわされた。そのひとつは、宮座とその儀礼、およびそれらと村落構造との関連についてであつたが、泉会員から滋賀県の南部の村落について、宮座の行事に関する詳しい事例の提示があつた。その中で、宮座の構成要素としての双分制や年齢階梯制が問題として取り上げられた。このうち年齢階梯の問題については、宮座を年齢階梯によって捉えることも可能であろうが、その場合の年齢階梯制は家の制度を基礎に考えられなければならないという意見が、松本会員より出された。つまり、村座の形態をとらない場合には、家を指標として宮座への加入資格が決つてくるのであるから、宮座内部の年齢階梯制もその基礎に家の存在を認めようという制度であろうというのである。それを受けて古川会員は、むしろ宮座と年齢階梯制とを切り離して考えた方がよいのかもしれないと示唆した。

最後になるが、もうひとつ重要な論題として共通課題についての問題があつた。「農村社会編成の論理と展開―転換期における家と村落―」という課題には、「転換期」の意味などに問題はあつるにせよ、このあたりで腰を落ちつけて家や村落を考え直してみようじゃない

か、というような意図が感じられる。山本会員が近畿の家研究を回顧してみせたのも、当然ながらこの研究課題をにらんでのことであつた。そして、その結果、近畿の家や村落をフィールドとするわれわれにとつて、近畿の家の特質は避けて通れない問題となるのである。

この共通課題の中でわれわれが何をすべきかを取り上げたのは松本会員であつた。共通課題設定の背景についての説明を工藤会員から仰いだあとで、われわれがまず始めにすべきことは、近畿における家や村落の特質をありのままに捉えていくことであろうと述べた。さらに松本会員は、近畿の家の特質を捉えるというべき、先進地であるという近畿の性格との関連においても、都市の家をも含めた家研究が必要であるとし、そういう意味において、山本会員の報告が村落における家だけでなく、都市における家をも含めて近畿の家を考えようとしたことは重要であり、また、試みとしても初めてであつたと述べた。さらに、交野会員からは、一九七〇年代に顕著となつてきた、近畿の家研究と村研の共通課題とのズレをもつと積極的に捉えるべきだという意見が出された。たとえば、都市の家と村落の家を共通の土俵で扱うことによつて、都市とか農村という枠組みにとらわれないもつと違うレベルでの地域研究が可能になるのではないか、というのである。これらはこれからの研究の方向を示唆するといふ意味で意義深い意見である。

* * *

さて、以上が私なりにまとめた近畿・東海地区研究会の内容である。まとめるにあつて多少の取捨選択をおこなつたので、重要な

発言を抜かしているかもしれないが、どうか御容赦いただきたい。また、発言者の真意をくみ取れないままにまとめてしまった部分もあるであろう。これについても御容赦願うしかないが、ともあれ討論の内容、および山本会員の報告要旨についての責任は、それらをまとめた筆者（秋津）にある。ただ、終わりにもうひとつだけ意見を紹介しておきたい。それは、研究会の最後に工藤会員によつて述べられたのだが、「関東の研究会との決定的違いは、この研究会では「農家」という言葉が出てこないことだ」という意見である。これについては、中野卓会員から「そんなこといつても、共通課題の中に「農家」なんて言葉はないではないか」という指摘もあつたが、「農家」という言葉が入つてなくても家といえば農家をイメージしてしまう研究環境と、おそらく「農家」という言葉が入つても家の問題から考えていつたのではないかと思われる研究環境との間には、大きな溝があるといわねばならない。この溝はわれわれ近畿周辺の村落研究者の多くが、村研の大会に出向いて感じ取る違和感でもある。この違和感は、突きつめれば上部構造と下部構造との規定関係などという、古めかしい議論にまで行き着く問題であるのかもしれない。しかし、だからといって対話をやめてしまつてはならないであろう。安易な統一ではなく、対話を続けること。生意気なようだが、村落社会研究を突りあるものにならうとするならば、この努力を怠つてはならないと思うがどうであろうか。

（秋津 元輝）